

八王子市役所本庁舎売店の設置・運営に係る覚書

八王子市（以下「甲」という。）と〇〇〇・〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、八王子市役所本庁舎売店の設置・運営に係る乙の業務に関し、次のとおり覚書を締結する。

- (1) 地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく行政財産の貸付により売店を運営すること。
- (2) 貸付期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの 5 年間とする。なお、再契約を行う場合には、5 年間を限度とする。
- (3) 営業日は、本庁舎開庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日、12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始期間以外の日）を原則とする。
- (4) 営業時間は、8 時 00 分から 18 時 30 分までとする。なお、本庁舎は 8 時 00 分以前及び 18 時 00 分以後の時間は、東側通用口（守衛室側）以外は閉鎖されるため留意すること。
- (5) 看板等の表示物設置については別途、市と協議し、景観及び市役所の機能を妨げない範囲において認めるものとする。
- (6) 庁舎維持管理への協力について
 - ア 商品等の搬出入の際は、市の業務の妨げとならないよう注意すること。また、大量に商品を搬出入する等で、長時間を要する場合又は大型車両の駐車が必要となる場合等は、事前に契約資産部庁舎管理課と調整すること。
 - イ 本庁舎における設備点検・工事等及び災害対応に伴い、停電・断水・入館禁止・館内使用制限等、施設管理者が行う安全配慮及び清掃等庁舎の維持管理に必要な作業に協力すること。なお、これらの期間による、商品の品質確保に伴う移動及び電力等の確保は乙が負担すること。
 - ウ 年間数回程度、施設の点検や工事等に伴う停電作業を行う日があるため、その際の仮設電源の準備や商品の移動等は乙が負担すること。
- (7) 運営方法
 - 直営を基本とする。なお、コンビニエンスストアの場合は、チェーン本部による直営店舗又はフランチャイズ加盟店の運営とする。
 - ただし、フランチャイズ加盟店が店舗を運営する場合、最終責任は、チェーン本部が負うものとする。また、この場合、加盟店の名称その他市が必要とする情報が記載された、フランチャイズ契約書等の書類の写しを市へ提出すること。
- (8) 店舗内は高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにバリアフリー対応とすること。
- (9) 販売品目等
 - ア 別表の要件を満たす限り、基本的には乙の企画提案によるものとする。
 - イ 電子レンジ、冷蔵庫等の電気製品、新たに設置する什器などの整備内容は、企画提案書にて提案した内容を乙の負担で準備すること。なお、設置にあたっては、耐震固定、転倒防止等の安全対策の実施を設置条件とする。
 - ウ 市からの販売品の依頼があった場合には、店舗の運営に支障のない範囲において協力すること。

(別表)

区分	商品名等
販売品目	① 弁当、パン、菓子類等食料品、飲料水、コーヒーマシン ② 文房具、日用品 ③ 収入印紙、切手、はがき、レターパック、宅配サービス ④ 八王子市粗大ごみ処理券、八王子市有料指定ごみ袋
サービス品目	① コピー複合機の設置 ② 電子マネーの取扱い ③ 公共料金及び公金（市税、国民健康保険税）の収納 ④ ATMの設置
その他提案品目	① 本市が取り組んでいる行政サービスへの協力 ② 職員の福利厚生に繋がるサービスなど
販売禁止品目	① アルコール類（市から販売要望のあったものは除く） ② 公序良俗に反する出版物等 ③ フライヤーを使用する商品及び臭気が出る商品

- (10) 乙は、自然災害等の緊急時も、出来得る限り営業を行うこと。また、その他甲が求める緊急時対応に可能な限り協力すること。
- (11) 売店内で生じたトラブルについては、乙が誠意をもって対応し解決すること。
- (12) 乙は甲が実施する施策又は事業について、甲が申し出た場合は可能な限り協力すること。
- (13) 甲、乙いずれか一方が自己の都合により、この締結を解除しようとするときは、3ヶ月前に文書をもって予告しなければならない。
- (14) この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙協議をして定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年（2024年）〇月〇日

甲 八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市
八王子市長 初 宿 和 夫

乙 東京都〇〇区市町〇丁目〇番〇号
〇〇〇・〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇